

尾花沢市立宮沢小学校 いじめ防止基本方針

尾花沢市立宮沢小学校

1 はじめに

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（以下“同法”）が施行され、学校いじめ防止基本方針が以下のように示された。

第14条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

これを受けて本校でも、

「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」

という認識に立ち、いじめの防止及び早期発見・早期対応ができるよう、このいじめ防止基本方針を策定した。

なお、「いじめ」については、以下のように定義する。

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

○起こった場所は学校の内外を問わない。

○犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、及び児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事態の場合は、早期に首長に報告するとともに、警察に通報相談することが必要である。（法改正により）

平成29年度より追加

①いじめの解消とは、いじめが止まっている状態が継続（3カ月が目安）し、且つ、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

②子ども同士のふざけ合いや喧嘩も本人が困っているのであればいじめの対象。

2 いじめ対策委員会の構成メンバー

尚、いじめ対策委員会の構成メンバーは以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭

＜いじめ対策委員会＞

◆校長

◆教頭

◆学級担任

◆教務主任

◆生徒指導主任

◆養護教諭

※必要に応じて、事務職員・市職員も含め全員で



必要に応じて、教育委員会やエリアカウンセラーを招聘

3 いじめの早期発見のために

いじめ対策委員会を中心に、以下の（１）～（４）のいじめ防止に関わる取組みを実効的に推進するとともに、定期的に取り組みの状況と成果を検証し、必要な場合は新たな取組みを検討していく。

(1) 日常から一人一人の児童に声をかけ、兆候をつかむ。

- ①「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、子供の心理状態や人間関係を把握する。
 - 言葉に出さない（出せない）ことがあるので、表情、視線をよく観察する。
 - 教師と話せる人間関係づくりに努める。

(2) 定期的なアンケート調査や２者面談、Ｑ－Ｕ等を通じて兆候をつかむ。

- ① 毎月１日に「心の安全点検」（困りごとアンケート）を実施する。
- ② ６月、１１月については、県のいじめ発見アンケートを「児童・保護者」に実施する。
- ③ ５月、１２月の２回、Ｑ－Ｕを実施し、子供の人間関係を客観的なデータで把握する。
- ④ 定期アンケートを活用し、学期１回は児童との二者面談を実施する。

(3) 全職員の連携による情報収集と情報の共有化を図る。

- ①毎月１回、子供を語る会を実施する。
 - 児童の生活の様子・交友関係、観察児童などについて各学年からの報告を行うとともに、担任外教諭、養護教諭、市職員からの情報も収集する。
 - 全職員で見取りや声かけが必要な観察児童の確認を行い、共通行動できる体制作る。

(4) 地域、保護者との連携による情報収集

- ①保護者や地域の方から、子供たちの校外生活についての情報を、提供してもらう連絡相談体制の充実を図る。
 - 保護者 ～ ＰＴＡの会合、学校だより等で、いじめ防止やいじめの情報提供を積極的に呼びかける。
 - 地 域 ～ 宮小アドバイザー会議（年２回）、見守り隊（年２回）、民生児童委員懇談会（年１回）
各種公民館活動打ち合わせ会（年４回程度）、宮沢派出所連絡協議会（年１回）での情報収集といじめ防止への協力を依頼する。

4 発見時の対応について

いじめやいじめの疑いがある事案に対して、「いじめ対策委員会」を設置し、校長のリーダーシップのもと、（１）～（３）に留意し迅速に対応するものとする。

(1) 素早く（即日）「正確な」情報収集を職員全員で行うと共に、情報の共有化を図る。

- ①いじめられた側、いじめた側の事実関係、心理的な背景を正確に把握する。
- ②職員間の情報格差が生じないように、情報共有の場を設定する。

(2) 素早く（即日）被害者、加害者のケア、保護者への説明を行う。

- ①悶々とした気持ちで悩み続ける被害者の立場に立ち、一刻も早く払拭を図る素早い対応をとる。

- (3) 学校外との関わりが出てきた場合には、速やかに関係機関との連携を図る。
- ① 問題が学校外（他校生，社会人等）に及ぶことが判明した場合や，校内では対処が難しいと判断される場合は，関係機関（教育委員会，警察，児童相談所，医療機関等）と連携して対処する。

5 インターネット上へのいじめの対応

- (1) 情報モラルの指導の徹底と教員の指導力の向上を図る。
- ① 情報化への対応として，周りの人のことを考えた行動や有害情報への対応など情報モラル教育を計画的に行う。
- ② 教員は，インターネットに関する知識やネット上のいじめの実態を理解し，最新の動向の把握に努め，指導力を向上する。
- (2) 保護者・地域・PTAとの連携を大切にする。
- ① 保護者の協力を得ながら，児童の家庭でのインターネット利用状況をアンケート等で把握する。
- ② 学級懇談会やPTA総会・研修会等でインターネット利用状況や家庭での利用のルール等について話し合う機会を設定し，ネット上のいじめの未然防止を図る。
- ③ 学校だより等を通して，情報モラル教育について地域との情報共有を図り，早期発見・早期対応に協力を仰ぐ。

6 教育的諸問題から配慮すべき児童への対応

- (1) 特に配慮が必要な児童については，すべての教職員が当該児童の特性の共通理解をし，適切な支援を行う。
- (2) 保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を教職員が組織的に行う。

7 重大事態への対応

- (1) 自殺・身体への重大な障害・金品等の重大な被害・精神性疾患の発症など「重大事態」が発生した場合は，組織で迅速に対応するものとする。
- (2) 校長は教育委員会に迅速に報告し，教育委員会を通して市長に報告してもらう。生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに尾花沢警察署に通報する。
- (3) 市教育委員会が重大事態であると判断したときは，速やかに調査等を行うため「尾花沢市いじめ問題対応委員会」が設置されるので，学校はあらゆる情報を提供する。
- (4) 情報を提供する場合は，関係者のプライバシーに十分配慮する。

8 いじめの防止に向けて

- (1) 毎月1日を「いのちの日」とし，「命の大切さ」や「いじめ防止」に関わる講話を担任や校長が実施する。
- ① 「心の安全点検」（困りごとアンケート）に合わせて実施し，いじめの早期発見へつなげるよう配慮する。
- (2) 特別活動の充実を図り，子供のよりよい人間関係づくりを推進する。
- ① 子供主体に，委員会活動，学校行事（運動会・文化祭），集会活動を推進し，自治的・実践的な態度を育てることで，よりよい人間関係を育てる。

- ②児童会による「あいさつ運動」や「思いやり運動」への取り組みを支援し、児童による自浄作用を高める。
 - ③学級会活動を充実することで、いじめ防止の取り組みについて、自分たちで考えられる問題解決力を育てる。
- (3) **子どもたちの「つながり」「ワクワク感」「達成感」のある授業・活動を創っていく。**
- ①職員が創造性や意欲あふれる「活動」を仕組んでいくことで、子どもと子どもの絆を強め、あたたかく深い人間関係を育てていく。
- (4) **P T A活動に、「いじめ防止」に関わる取り組みを盛り込み、学校と連携して「いじめ防止」を推進する。**
- ①「いじめ防止保護者会議」をP T Aの特設部として設置し、「自分の子どもを、被害者にも加害者にもしない」ための、取り組みを学校と連携して進める。
- (5) **インターネットによるいじめの増加を見据え、児童・保護者への啓発活動を実施する。**
- ①情報の高度の流通性、発信者の匿名性などインターネットの特性、悪用の危険性について児童だけでなく、保護者に対しても定期的に情報提供、研修する機会を設定する。
(学校だより、P T A研修会など)
- (6) **新型ウィルスの感染者や被災者 等へのいじめ（誹謗中傷も含む）を防止する。**
- ①新型ウィルスの感染者やその家族、濃厚接触者に対する誹謗中傷などを防ぎ、困り感を共有して、温かな対応ができるようにする。
 - ②大規模災害による被災者、避難者に対する誹謗中傷などを防ぎ、困り感を共有して、温かな対応ができるようにする。